鳥取市
SQのあるまち

資料提供	
令和８年１０月２９日	
担当課 （担当）	農政企画課 小　谷
電　話	３０-８３０３ （内線７５６０）

ツキノワグマの出没について

佐治町地内において、ツキノワグマの出没が確認されました。

【概要】

１　令和８年10月29日（木）10時ごろ、佐治町総合支所へ発見者から
「令和８年10月29日（木）、柿の木に、枝の折れ、動物の食痕を発見」
した旨の連絡あり。
同日、職員等による現地確認実施、クマと思われる柿の食痕、フンを確認。

２　鳥取県クマ対策室職員による現地確認により、クマの痕跡と確認。

３　同日、県東部農林事務所へ連絡。

４　同日、学校及び地元集落に注意喚起実施。

５　同日、音声告知端末にて注意喚起実施予定（10/29　19：55、10/30　6：45）。

６　佐治地域でのクマの出没が続いています。
日ごろから下記の注意事項にご留意いただくとともに、クマの出没を確認した場合は、
鳥取市役所（0857-22-8111）、または
佐治町総合支所（0858-71-1916）へご連絡ください

※クマ出没の可能性があり安全確保のため、現地での取材はなるべくお控えくださいますよう、お願いします。

【市民の皆様へ～ツキノワグマに注意しましょう～】

●林の近くではクマが活発に行動する早朝や夕方の単独行動を避け、鈴やラジオなど音の出るものや適切なクマ撃退スプレーを携帯するなどの対策をとりましょう。

●クマの誘引物となるものを適切に管理しましょう。放置された果樹やペットフード、コンポスト、家庭菜園の作物、夜間に出されたゴミなどはクマの餌となるほか、イノシシやシカ、タヌキなどの野生鳥獣も引き寄せますので、しっかり管理をしてください。

●クマが潜みやすいヤブがある場合は、刈り取って、見通しを良くしましょう。

●クマと出会った際には、落ち着いて距離をとりましょう。至近距離で出会ってしまったら、両腕で顔面や頭部・首を覆い、直ぐにうつ伏せになるなど致命的なダメージを最小限にとどめる行動をとってください。

●クマを目撃したり、痕跡（足跡等）を発見したら、市役所農政企画課・各総合支所産業建設課か警察にお知らせください。

【参考】出没箇所位置図（赤マル破線の箇所）



※現地の写真データについて、農政企画課へご要望いただきましたらご提供します。

クマの食痕（出没箇所）



クマのフン（出没箇所）

